

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区数	元札・応募者数	
APNに関する光コンポーネントの市場データ提供	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.6.2	(株)富士キメラ総研 東京都中央区日本橋3-9-1 日本橋三丁目スクエア	9010001055406	本件は、行政目的を達成するために不可欠な情報の提供を受けるものであり、当該情報を提供できるのは一者に限られることから、会計法第29条の3第4項の随意契約を行うこととする。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	9,680,000	9,680,000	100.0%					
令和8年版地方財政白書デジタル版（日本語版及び英語版）の版下作成等の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.6.15	日経印刷（株） 東京都千代田区飯田橋2-16-2	7010001025732	地方財政白書の内容は分野が多岐に渡り、その理解には専門的な知識を必要とする部分も多くあることから、広く国民に周知するための分かりやすい資料としてデジタル版を作成している。その作成には、多くの内容を少ない紙面で一般向けに理解しやすいものにすることができるデザイン力や、白書の内容についての深い理解が必要であり、価格のみの競争にはなじまないため、公募による企画競争で選定した業者と契約。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	3,748,800	3,748,800	100.0%					
外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた地域の受け皿づくりに関する調査研究事業	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.6.17	常総市 茨城県常総市水海道諏訪町3222-3	6000020082112	本事業は、地方公共団体における外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた地域の受け皿づくりに取り組むモデル事例の創出と横展開を推進することを目的とし、事業を行うものである。 本事業の実施にあたっては、すべての都道府県及び市区町村を対象に相当の募集期間を設けたうえで募集を行い、提出された提案内容について評価を行い、委託先を選定し契約することとしている。このため、会計法第29条の3第4項に定める「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当し、随意契約によるものとするものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	5,000,000	5,000,000	100.0%					
持続可能な行政サービスの提供に向けた広域連携モデル構築事業	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.6.1	静岡県 静岡県静岡市葵区追手町9-6	7000020220001	人口構造の変化により、人材不足などの資源制約の更なる深刻化が予想される一方、行政需要は高度化・多様化しており、市町村単独では実施が困難な事務が生じることも想定される。特に、小規模市町村を中心に、専門人材の確保が困難となるなど、事務の執行に課題が生じることが想定される中、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、都道府県等が市町村事務の補完・支援の役割を一層きめ細かに果たしていくことが求められる。 こうした中、関係省庁の協力のもと、個別の行政分野ごとに、都道府県等との連携による市町村事務の共同実施モデルを構築し、全国に横展開を図ることで、持続可能な行政体制の構築につなげることを目的に、国の委託事業として実施するものである。 本事業においては、広域連携による市町村事務の共同実施モデル事業の全国展開を図れるような取組について委託を行う必要があることから、単純に価格競争のみで委託先を選定できるようなものではなく、提案内容や実施体制等も総合的に判断して委託先を選定する必要があるため、随意契約でなければならない。 提案内容等については、国が委託すべきものとして選定した提案事業について、提案を行った地方公共団体と随意契約を行おうとしているものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	18,476,000	18,476,000	100.0%					
「日本にゆかりのある方々と国内自治体との連携促進事業」に係る業務	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.6.8	山口県 山口県山口市海町1-1	2000020350001	本事業は、「JET経験者や海外の日系社会など、日本にゆかりのある方々と国内の自治体の連携を強化し、海外における「地域のサガーター」になってもらうことを目的とする取組を支援するとともに、このような取組の横展開を目指す事業を行うものである。 本事業の実施にあたっては、すべての都道府県及び政令指定都市を対象に相当の募集期間を設けたうえで募集を行い、提出された提案内容について評価を行い、委託先を選定し契約することとしている。このため、会計法第29条の3第4項に定める「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当し、随意契約によるものとするものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	4,665,750	4,665,750	100.0%					

持続可能な行政サービスの提供に向けた広域連携モデル構築事業	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.6.5	香川県 香川県高松市番町4-1-10	8000020370002	人口構造の変化により、人材不足などの資源制約の更なる深刻化が予想される一方、行政需要は高度化・多様化しており、市町村単独では実施が困難な事務が生じることも想定される。特に、小規模市町村を中心に、専門人材の確保が困難となるなど、事務の執行に課題が生じることが想定される中、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、都道府県等が市町村事務の補完・支援の役割を一層きめ細かに果たしていくことが求められる。 こうした中、関係省庁の協力のもと、個別の行政分野ごとに、都道府県等との連携による市町村事務の共同実施モデルを構築し、全国に横展開を図ることで、持続可能な行政体制の構築につなげることを目的に、国の委託事業として実施するものである。 本事業においては、広域連携による市町村事務の共同実施モデル事業の全国展開を図れるような取組について委託を行う必要があることから、単純に価格競争のみで委託先を選定できるようなものではなく、提案内容や実施体制等も総合的に判断して委託先を選定する必要があるため、随意契約でなければならない。 提案内容等については、国が委託すべきものとして選定した提案事業について、提案を行った地方公共団体と随意契約を行うおとしているものである。 会計法第29条の3第4項・予算令第102条の4第3号	10,000,000	10,000,000	100.0%								
令和8年度「次世代の通信インフラを担う光伝送技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.6.17	ライテラジャパン（株） 東京都千代田区大手町2-6-4	6010001248895	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者と構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究開発実施機関と随意契約を行うものである。 本年度の実施においては、令和8年5月に行われた当該評価会において、有効性・効率性、研究計画、実施体制、費用対効果といった観点から評価を実施した結果、当該機関の提案が採択されたことから、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予算令第102条の4第3号	79,991,600	79,991,600	100.0%								
令和8年度「次世代の通信インフラを担う光伝送技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.6.17	（株）KDDI総合研究所 埼玉県ふじみ野市大原2-1-15	5030001055903	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者と構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究開発実施機関と随意契約を行うものである。 本年度の実施においては、令和8年5月に行われた当該評価会において、有効性・効率性、研究計画、実施体制、費用対効果といった観点から評価を実施した結果、当該機関の提案が採択されたことから、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予算令第102条の4第3号	80,000,000	80,000,000	100.0%								
令和8年度「次世代の通信インフラを担う光伝送技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.6.17	沖電気工業（株） 東京都港区芝浦4-10-16	7010401006126	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者と構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究開発実施機関と随意契約を行うものである。 本年度の実施においては、令和8年5月に行われた当該評価会において、有効性・効率性、研究計画、実施体制、費用対効果といった観点から評価を実施した結果、当該機関の提案が採択されたことから、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予算令第102条の4第3号	80,000,000	80,000,000	100.0%								
令和8年度「次世代の通信インフラを担う光伝送技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.6.17	（大）東北大学 宮城県仙台市青葉区片平2-1-1	7370005002147	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者と構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究開発実施機関と随意契約を行うものである。 本年度の実施においては、令和8年5月に行われた当該評価会において、有効性・効率性、研究計画、実施体制、費用対効果といった観点から評価を実施した結果、当該機関の提案が採択されたことから、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予算令第102条の4第3号	80,000,000	80,000,000	100.0%								
令和8年度「次世代の通信インフラを担う光伝送技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.6.17	（学）慶應義塾 東京都港区三田2-15-45	—	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者と構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究開発実施機関と随意契約を行うものである。 本年度の実施においては、令和8年5月に行われた当該評価会において、有効性・効率性、研究計画、実施体制、費用対効果といった観点から評価を実施した結果、当該機関の提案が採択されたことから、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予算令第102条の4第3号	80,000,000	80,000,000	100.0%								
令和8年度「次世代の通信インフラを担う光伝送技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.6.19	N T T（株） 東京都千代田区大手町1-5-1	7010001065142	本件は、広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者と構成される評価委員会における評価に基づき、国が委託すべき研究開発実施機関として選定したものである。今回の実施についても、令和8年5月に開催した評価会において、当該実施機関で実施すべきとの評価結果が得られたことから、当該機関と契約を行うものである。	60,000,000	60,000,000	100.0%								
令和8年度「次世代の通信インフラを担う光伝送技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.6.19	I F I N I T Y（株） 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	5020001163731	本件は、広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者と構成される評価委員会における評価に基づき、国が委託すべき研究開発実施機関として選定したものである。今回の実施についても、令和8年5月に開催した評価会において、当該実施機関で実施すべきとの評価結果が得られたことから、当該機関と契約を行うものである。	70,000,000	70,000,000	100.0%								

令和 8 年度「次世代の通信イン フラを担う光伝送技術の研究開 発	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.6.19	N T T イノベティブデバイス（株） 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町 1-1-3 2	3020001061862	本件は、広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会 における評価に基づき、国が委託すべき研究開発実施機関として選定したものであ る。今回の実施についても、令和 8 年 5 月に開催した評価会において、当該実施 機関で実施すべきとの評価結果が得られたことから、当該機関と契約を行うもの である。	641,263,999	641,263,999	100.0%						
令和 7 年度補正 ふるさとミライ カレッジモデル実証事業	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.6.16	八戸市 青森県八戸市内丸 1-1-1	2000020022039	本件は、大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクトである 「ふるさとミライカレッジ」を推進するため、大学等高等教育機関と地域が連携 し、学生のフィールドワーク等を受け入れ、大学生等の若者の視点を取り入れた モデル事例となり得る地域づくりプロジェクトを地方公共団体に委託し、その成 果物を国に提出し、国は当該成果に係る情報を広く提供することで、各地域にお いて継続的な取組を目指すものである。 本件は、各地域の地域特性を踏まえた調査を行う必要があり、単純に価格競争 のみで委託先を選定できるようなものではなく、創意工夫を活かした課題解決の 提案内容や事業計画、実施体制も総合的に判断して委託先を選定する必要がある ことから、随意契約でなければならない。 提案内容等については、外部有識者による評価に基づき、国が委託すべきもの として選定した提案事業について、提案を行った地方公共団体と随意契約を行な おうとするものである。 会計法第29条の 3 第 4 項・予算令第102条の 4 第 3 号	5,000,000	5,000,000	100.0%						

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。